

受診者（申請者）の加入する健康保険と税証明の提出範囲



証明書A	世帯で同じ健康保険に入っている「全員分」（義務教育期間以下の方は含まない）
証明書B	世帯の国保組合加入者「全員分」（義務教育期間以下の方も含む）
証明書C	受診者本人の課税（非課税）証明書
証明書D	加入者本人の課税証明書
証明書E	受診者の課税（非課税）証明書と加入者（＝家族等）の非課税証明書
証明書F	生活保護受給証明書（※生活保護を受給していても、企業健康保険組合、共済組合、全国健康保険協会等（いわゆる社保）に加入している場合は非課税証明書が必要です）